食鳥処理事業許可の事業譲渡に係る確認書

　　　　年　　月　　日

八尾市保健所長　様

（譲受者）住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私（譲受者）は、事業の譲渡を受けることにより、譲渡者から食鳥処理業者の地位を承継するにあたって、下記の事項について確認しました。

記

* 譲受者は、地位承継により、食鳥処理業者の権利とともに義務（責任）を負うこと。
* 譲渡者が必要な手続き（構造設備の変更届等）を行っていなかったことが譲渡後に判明した場合、譲渡者に代わって、地位を承継した譲受者が必要な手続きを行う必要があること。なお、構造設備の変更の内容が、同一性がない程度の増改築であった場合は、地位承継の届出に関わらず、新たに許可取得が必要となること。
* 譲渡者が譲渡前に行った行為であっても、譲渡後に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律違反が判明した場合、地位を承継した譲受者が行政処分の措置を受け、被処分者として公表されること。

以上